

第 8 期 中 間 決 算 公 告

平成18年12月28日

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 7 号
イーバンク銀行株式会社
代表取締役 松尾 泰一

貸借対照表 (平成 18 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	120,818	預 金	381,332
現 金	2	普 通 預 金	118,737
預 け 金	120,815	定 期 預 金	262,149
コ ー ル ロ ー ン	40,000	そ の 他 の 預 金	445
買 入 金 銭 債 権	32,790	そ の 他 負 債	7,290
金 銭 の 信 託	69,583	未 決 済 為 替 借	1,329
有 価 証 券	136,967	未 払 法 人 税 等	33
国 債	60,421	未 払 費 用	2,629
社 債	59,629	前 受 収 益	1,474
株 式	1,338	未 払 金	524
そ の 他 の 証 券	15,577	金 融 派 生 商 品	971
そ の 他 資 産	13,278	そ の 他 の 負 債	327
未 決 済 為 替 貸	1,031	賞 与 引 当 金	103
前 払 費 用	237	負 債 の 部 合 計	388,726
未 収 収 益	1,113		
還 付 未 収 源 泉 税	216	(純資産の部)	
金 融 派 生 商 品	1,100	資 本 金	32,310
そ の 他 の 資 産	9,579	利 益 剰 余 金	936
有 形 固 定 資 産	671	その他利益剰余金	936
建 物	76	繰越利益剰余金	936
その他の有形固定資産	594	株 主 資 本 合 計	31,374
無 形 固 定 資 産	5,205	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,229
ソ フ ト ウ ェ ア	4,517	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	71
ソフトウェア仮払金	682	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,301
その他の無形固定資産	5	純 資 産 の 部 合 計	30,072
貸 倒 引 当 金	514		
資産の部合計	418,799	負債及び純資産の部合計	418,799

(貸借対照表注記)

- 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2.商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
なお、当中間会計期間は、残高はありません。
- 3.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 4.有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 50年 |
| 動 産 | 3年~20年 |
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
10. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. ヘッジ会計の方法
為替変動リスク・ヘッジ
- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
- ・ヘッジ手段...為替予約
 - ・ヘッジ対象...外貨建有価証券
- (3) ヘッジ方針
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動幅等を基礎にして判断しております。
13. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。
14. 関係会社の株式総額 465百万円
- ・子会社に対する金銭債権総額 6百万円
 - ・子会社に対する金銭債務総額 525百万円
15. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券38,294百万円及び金銭の信託中の有価証券1,497百万円を差し入れております。
- また、その他資産のうち保証金は169百万円であります。
16. 有形固定資産の減価償却累計額 359百万円
17. 中間貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等の一部については、リース契約により使用しております。
18. 1株当たりの純資産額 50,450円37銭
- 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同適用指針を適用し、1株当たり純資産は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は120円43銭減少しております。
19. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項
- これらには、「国債」「社債」「株式」「その他の証券」「買入金銭債権」が含まれております。以下23.まで同様であります。
- 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)
- 該当事項はありません。

その他有価証券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

	取得原価	中間貸借対照表 計上額	評価差額
株 式	795	546	249
債 券	88,518	87,582	935
国 債	60,985	60,421	564
地 方 債			
短 期 社 債			
社 債	27,532	27,161	371
そ の 他	15,184	15,169	15
合 計	104,499	103,298	1,200

20. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

	金額
その他有価証券	
非上場株式	377
非上場外国証券	149
事業債	32,468
みなし有価証券	136
優先出資証券	72
信託受益権	32,790
関連会社株式	465

21. 金銭の信託の保有目的別の内訳

満期保有目的の金銭の信託（平成18年9月30日現在）

該当事項はありません。

その他の金銭の信託（平成18年9月30日現在）

該当事項はありません。

22. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当中間会計期間から適用しております。

当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は30,144百万円であります。

なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

23. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

24. 「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日）が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

25. 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第21号平成18年9月8日）が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

26. 「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることとなったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。

(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益（又は中間未処理損失）」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

(2) 純額で繰延ヘッジ損失（又は繰延ヘッジ利益）として「その他資産」（又は「その他負債」）に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア及びソフトウェア仮払金は、「無形固定資産」に含めて表示しております。

27. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は16.19%であります。

損益計算書

平成 18 年 4 月 1 日から
平成 18 年 9 月 30 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	6,438
資金運用収益	1,872
有価証券利息配当金	1,470
コールローン利息	18
預け金利息	14
その他の受入利息	369
役員取引等収益	2,561
受入為替手数料	538
その他の役員収益	2,022
その他業務収益	711
国債等債券売却益	141
その他の業務収益	569
その他経常収益	1,292
株式等売却益	1,131
その他の経常収益	160
経常費用	7,111
資金調達費用	865
預金利息	865
役員取引等費用	704
支払為替手数料	275
その他の役員費用	428
その他業務費用	90
外国為替売買損	27
その他の業務費用	63
営業経費用	3,977
その他経常費用	1,472
貸倒引当金繰入額	106
金銭の信託運用損	1,363
その他の経常費用	2
経常損失	673
特別損失	137
関係会社株式売却益	137
税引前中間純損失	535
法人税、住民税及び事業税	0
中間純損失	535

(損益計算書注記)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 0百万円
子会社との取引による費用総額 1,551百万円
- 1株当たりの中間純損失金額 899円19銭

第 8 期 中 間 決 算 公 告

平成18年12月28日

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
イーバンク銀行株式会社
代表取締役 松尾 泰一

中間連結貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	120,971	預 金	380,893
コールローン	40,000	その他負債	7,287
買入金銭債権	32,790	賞与引当金	118
金銭の信託	69,583	負債の部合計	388,299
有価証券	136,672	（純資産の部）	
その他資産	13,436	資 本 金	32,310
有形固定資産	734	利益剰余金	864
無形固定資産	4,959	自己株式	115
繰延税金資産	20	株主資本合計	31,330
貸倒引当金	514	その他有価証券評価差額金	1,229
		繰延ヘッジ損益	71
		評価・換算差額等合計	1,301
		少数株主持分	325
		純資産の部合計	30,353
資 産 の 部 合 計	418,653	負債及び純資産の部合計	418,653

（中間連結貸借対照表及び中間損益計算書の作成方針）

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 2社
 連結子会社の名称
 イーバンクシステム株式会社
 eBANK Capital Management (Cayman) Ltd.

- (2) 非連結子会社
 該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社
 該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連会社 1社
 会社の名称
 栄光債権回収株式会社

なお、前連結会計年度まで持分法の適用の範囲に含めておりました株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズは、売却により当中間連結会計期間から持分法の対象から除外しております。

- (2) 持分法非適用の非連結子会社
 該当ありません。

- (3) 持分法非適用の関連会社
 該当ありません。

3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。

(連結貸借対照表注記)

- 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2.商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
なお、当中間連結会計期間は、残高はありません。
- 3.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 4.有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 5.デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 6.当行及び連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年~50年
動 産	3年~20年
- 7.無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 8.当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- 9.賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- 10.当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 11.当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 12.重要なヘッジ会計の方法
為替変動リスク・ヘッジ
 - (1)ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
 - (2)ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ・ヘッジ手段...為替予約
 - ・ヘッジ対象...外貨建有価証券
 - (3)ヘッジ方針
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。
 - (4)ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
- 13.当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 14.連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- 15.関係会社の株式総額 169百万円
- 16.為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券38,294百万円及び金銭の信託中の有価証券1,497百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は240百万円であります。
- 17.有形固定資産の減価償却累計額 364百万円
- 18.中間連結貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等の一部については、リース契約により使用しております。
- 19.1株当たりの純資産額 50,468円91銭
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正

され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は120円65銭減少しております。

20. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当中間連結会計期間から適用しております。当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は30,100百万円であります。
なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。
21. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成18年9月8日）が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。
22. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。
23. 「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日）が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。
24. 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第21号平成18年9月8日）が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。
25. 「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。
 - (1) 純額で繰延ヘッジ損失（又は繰延ヘッジ利益）として「その他資産」（又は「その他負債」）に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
 - (2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
 - (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
 - (4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア及びソフトウェア仮払金は、「無形固定資産」に含めて表示しております。
26. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率（国内基準）は16.36%であります。

連結損益計算書

平成 18 年 4 月 1 日から

平成 18 年 9 月 30 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	6,496
資金運用収益	1,872
(うち有価証券利息配当金)	(1,470)
役員取引等収益	2,583
その他業務収益	711
その他経常収益	1,327
経常費用	7,234
資金調達費用	865
(うち預金利息)	(865)
役員取引等費用	704
その他業務費用	90
営業経費	4,078
その他経常費用	1,494
経常損失	738
特別利益	87
関係会社株式売却益	87
税金等調整前中間純損失	650
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等調整額	1
少数株主損失	24
中間純損失	625

(連結損益計算書注記)

- 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2.1株当たりの中間純損失金額 1,051円11銭
- 3.その他経常費用には、金銭の信託運用損1,363百万円を含んでおります。